建設契約の在り方

日刊建設工業新聞は創刊90周年を迎えた2018年、「これからの公共調達と建設契約」をテーマに、国際建設プロジェクトマネジメントや建設マネジメント、公共政策、独占禁止法などをそれぞれ専門とする学識者らによる座談会を掲載した。参加メンバーは草柳俊二高知工科大学名誉教授、木下誠也日本大学危機管理学部教授、田中秀明明治大学公共政策大学院教授、楠茂樹上智大学法学部教授。今回の創刊95周年企画特集で改めて4人に集まっていただき、公共調達や建設契約を巡る現状と課題について議論してもらった。

高知工科大学名誉教授
草柳 俊二 氏

（くさやなぎ・しゅんじ）1944年生まれ。67年武蔵工業大学（現東京都市大学）工学部土木工学科卒。大成建設で海外建設工事に従事した後、高知工科大学教授などを歴任。現在は同大学名誉教授、東京都市大学客員教授。専門は国際建設プロジェクトマネジメント。

日本大学危機管理学部教授
木下 誠也 氏

（きのした・せいや）1953年生まれ。78年東京大学大学院修士課程修了、建設省（現国土交通省）入省。中部地方整備局企画部長、近畿地方整備局長などを歴任。愛媛大学教授、日本大学生産工学部教授を経て、2016年現職。専門は建設マネジメント、防災。

明治大学公共政策大学院教授
田中 秀明 氏

（たなか・ひであき）1960年生まれ。85年東京工業大学大学院修了、大蔵省（現財務省）入省。91年ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス大学院修了。政策研究大学院大博士。一橋大学経済研究所准教授、内閣府参事官などを経て、2012年現職。専門は公共政策、財政。

上智大学法学部教授
楠 茂樹 氏

（くすのき・しげき）1971年生まれ。京都大学博士（法学）。上智大学法学部准教授、同法科大学院教授を経て、2018年現職。国土交通省「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」座長、中央建設業審議会会長代理などを務める。専門は独占禁止法、政府調達法制。

座談会

これからの公共調達と

経済発展へ硬直化した枠組みが足かせに

……前回の座談会では、財政規律の中で公共事業を実施していくために必要なことや、公共工事の特性に合った積算、入札契約制度への見直しの方向性などについて意見が交わされた。

木下　地道な努力は積み重ねられているが、大きな変革には至っていない。明治以来の会計法に基づく入札契約制度の根本的な枠組みは変わっておらず、厳格な単年度主義など予算財政制度の基本は硬直的なままとなっている。そういった制約が日本の経済発展、生産性向上の足かせになっている。

一つの国際指標であるIMD（国際経営開発研究所）世界競争力ランキングを見ると、公表が開始された1989年から92年まで日本は1位を維持し、96年までは5位以内の高い順位を維持したが、97年に17位に急落し、2019年に30位となって以降22年まで4年連続で30位台となっている。日本の政府建設投資がピークアウトした1996年度を境に日本の衰退は止まらなくなった。会計法や地方自治法の外で建設工事については公共工事品質確保促進法（公共工事品確法）によって弊害を取り除く努力をしてきたが、防衛産業は衰退してしまい防衛力強化のために予算が増えてもどうやって立ち直ることができるのか。公共調達の枠組みを見直し、長期からのイノベーションを促すことができるようにしなくてはならない。

田中　日本の予算、会計制度はパフォーマンスを上げることが目的ではなく、手続きを守ることが目的になっている。もちろん財源は税金なので無駄や不正は防止しなければならないが、パフォーマンスを上げるという発想がそもそもない。それは、国の公共調達が財務省所管の会計法に基づいているからである。ただし、公共工事品確法のような議員立法があり、個別に会計法とは異なるアプローチをとることは可能ではある。本来は会計法を見直すべきであるが、こうした明治以来の問題を解決するためには相当のショックがないと難しいだろう。当面は、例えば、防衛分野でも公共工事品確法と同様の法律をつくり、パフォーマンスを上げる努力が必要だ。

財務省が会計法や公共調達を見直すことに後ろ向きなのは、予算の執行は自分たちの責任ではないと考えているからである。また、主計局に公共調達などを担当する職員が圧倒的に少なく、専門性も乏しい。財務省を動かすためには、現在の仕組みに問題があることを国民が理解し、国民の税金が無駄に使われていることを知ることだと思う。費用対効果を上げるためのものであれば、国民に説明ができるようにすればよい。

草柳　会計法は条項をどう読むかで解釈が変わってくる。会計法そのものを変えればいいのかもしれないが、その前に解釈を通じて現実と合ったものとすることが必要だろう。この動きは官ではなく民が積極的に声を上げ、政治家を動かす構図が必要と思う。建設業界は官側への要望だけでなく、もっと主体性を発揮してほしい。日本全体の生産性を考え、会計法の見直し議論が進むことを期待する。

楠　会計法には予決令（予算決算及び会計令）、地方自治法には地方自治法施行令がある。そしてそれらを受けたガイドラインや通達等がある。法律を変えなくてはできないもの、法律を変えなくてもできるもの、をまずは見極める必要がある。どの部分を変えればどうなるのかとしっかり議論しなければならないのにできておらず、思考停止になっている印象を受ける。会計法について大学で講義するとき、公共調達は行政の活動なのできっちりと法的に手続きを定めなければならないし、その通り行わなければならないと説明している。だから法の在り方が重要になってくる。しかし、法の整備が十分でないとどうしても不透明なところで調整しようとする。行政の透明性を確保し、それがモニタリングできればいいのに、それがうまくいかない。

明治時代においては、会計法は単純でよかったのかもしれないが、その後世紀を2回跨（また）いでも基本構造は変わらなかった。明らかに環境の変化に対応していない。細かいところは変化させているが、今、大胆に見直す時期にきているのではないだろうか。公共事業では品確法という一はみ出した形でやっていこうとなった。確かにそれはそれで機能していると思うが、他分野でも同じ問題があるはずで、一般法としての会計法も一度全面的にスキャンする必要があるのではないだろうか。

木下　英国では重要インフラの整備が予算超過となったり、工期が遅延したりするなど生産性が損なわれているといった問題意識から、2020年に「プロジェクト・スピード」という名の委員会をつくり、制度の見直しを行った。この結果、調達手続きの改革とマネジメント力確保などの対策が打ち出された。プロジェクトの高官級責任者を含む人材育成機関として12年に「Major Projects Leadership Academy」がつくられていたが、22年にはこれをさらに重要プロジェクトの責任者のための必須コースとして充実強化している。日本でもマネジメント力の重要性にもっと注目する必要があ

2018年11月30日付で掲載した座談会。適切な事業執行に欠かせない契約管理も含めたこれからの公共調達について議論が展開された

る。

草柳　13年に英国政府が出した「Construction 2025」と題する白書を読むと、直面する問題を総合的に考えているのが分かり、調達時間を半分にすると言っている。それは工期を半分にするのではなく、予算措置や契約方式から何が一番に生産的であるかを検討し、全体のスピードを速めるという意味だ。25年の標準値も示し、着実に進めている。

木下　建設分野では生産性の向上が重要な取り組みとなっている。そのために現場では、ICT施工やBIM/CIMを導入するなど一生懸命やっているが、入札手続きなども含めトータルで見た場合にどれだけ生産性を向上できているのだろうか。そもそも入札の不調不落で工事に着手できなかったり、大規模プロジェクトであるリニア中央新幹線は静岡工区の工事が進まず、25年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の会場整備でもパビリオン建設が遅れたりするなど、日本の威信が揺らぐ、後れを取るような事態が多く起きている。現場レベルのプロジェクトマネジメントをきっちり行うとともに、もっと上流の政治レベルのマネジメント力も強化しなければならない。

想定価格を超えるのもマーケット

自民党「公共工事品質確保に関する議員連盟」が公共工事品確法の見直しを提案している。8月に開いた総会では、議員から適正利潤を確保し賃上げにつなげるための安値受注対策として、予定価格の上限拘束性を撤廃することの必要性などが示された。

田中　上限拘束性の撤廃と大げさに言うと、問題解決を難しくするだろう。どこの国の公共調達にも上限価格はあるが、それはあくまでも参照価格だ。価格は当然ながら市場が決める。それが現在のように拘束性を持っているのは問題であり、世界を見ても日本ぐらいだろう。もし予定価格を超えても、その理由について説明できるのであれば、再入札を行わないことを、例外事項として認めればよい。原則と例外を明確にすることが重要である。1円でも超えたら再入札というのは、追加コストがかかることを認識しなければならない。それは国民負担となるが、それでも再入札すべきだと説明できるだろうか。世界から取り残されないよう政治レベルで問題だと言い続けることも大事だ。

木下　予定価格の上限拘束撤廃については、14年の公共工事品確法改正前にも同じ議論があった。しかし上限だけ撤廃して下限を残す理屈がないことから、議論は盛り上がらなくなった経緯がある。また、先ほど防衛予算のことを言ったが、武器などの調達に公共工事品確法は適用されない。だが、防衛装備品の調達についても、会計法に基づいて価格が安ければよいとするのは変えなくてはいけない。国外では今や落札基準の原則が「lowest tender」という国は見当たらない。米国等と同様に「most advantageous tender」に改めるのがよい。

草柳　まずは予定価格が一体何なのかという議論をしっかりしないといけない。官側から見れば、自分たちの予算を超えないよう契約するために予定価格をつくる。そして会計法ではそれを守れとされている。予定価格は予算管理から生まれたもので、公共工事の調達論に基づく発想ではない。官の積算が100％正しいということはなく、それは標準値であって、競争値ではない。この競争値が場合によっては予定価格より高くもなるし、低くもなるわけで、これが1円でも超えたらだめだとするのは、予定価格を絶対値としていることになる。それは調達論からしたら非常におかしなものだ。

楠　会計法では原則、「一番安いところを選ぶという「競争の結果」が適正だとしておきながら、一方で予定価格を1円でもオーバーしたらだめだという矛盾している部分がある。本来であれば競争の結果に従う、例えば参照価格を3％超えたとしても、説明できるのであれば選定するのがおそらく正しいやり方なのだと思う。不調・不落の問題を見ても分かるように、発注者も需給バランスといったマーケットの論理に合わせた制度へと変えていかなくてはいけないのに、予算を管理する側の発想で制度ができている。それなのに価格競争のところだけマーケットだ、落札率だと言っているものだからおかしな話になっている。想定価格を超えるのもマーケットだ、という認識が必要だ。

田中　だから無理が生じてしまっている。こうした問題をほとんどの国民は知らず、政治家も本当に関心を持った人しか知らない。本気で改革しようとすれば、まずはいかに今の仕組みが不都合であるかを徹底して明らかにすることだ。それから他の国はこのようにやっていると説明し広く知ってもらう。日本の遅れた仕組みを変えるために、徹底してキャンペーンを展開していく必要がある。

これからの公共調達と建設契約　座談会

約款条項を基に分析し問題解

日本の遅れた仕組みを変える

草柳氏

田中氏

前例踏襲、現状維持の強いバイアス

草柳　調達スピードを速めるための政策が展開されている英国のように、そうした総合的な議論の中で予定価格も捉えなくてはいけない。予定価格のことだけ取り上げたとしても抜本的な問題の解決にはならないだろう。公共工事は発注者と受注者それぞれの機能が合体しないとものを造れない。つまり生産性というのは、官と民両方のことを考えなければいけないわけで、これが議論から外れている。

総合評価方式にも課題がある。現在は入札時に施工計画書、工程表、請負代金内訳書など、受注者の工事遂行能力をチェックする図書の提出を求めていない。その評価に時間がかかるというなら、大規模プロジェクトだけでもしっかりやるべきだ。産業形態やプロジェクト規模なども整理し、それに合った調達方式を考えて実施していくべきだ。

木下　工事費内訳書は14年から入札契約適正化法で出すこととされたが、これは談合防止やダンピング防止の趣旨であり、草柳先生が話されたように履行能力をチェックする趣旨ではない。総合評価方式の計算法は、私が試行を担当した当時に決めたものだが、工事は除算式となっているため、ゼロ円に近づくほど点数が無限に大きくなる。コンサルタント業務は加算式で、ゼロ円だと価格点が満点となり、予定価格通りだとゼロ点になってしまう。海外では、履行可能で最も安価な札を最高の価格点として相対評価するのでこのようなことにならない。公共工事品確法で工事には原則適用とされている総合評価だが、会計法上は例外扱いであるため、総合評価のやり方は財務省協議となる。予定価格を基準としないような計算法はなかなか認められないだろう。こうしたことも見直していかないといけない。

草柳　法律というのは一度成文化されて運用が始まると、それが現実と合っているかのチェックが必要となるはず。地方自治体では、一定額を超える追加工事契約は議会議決が必要となる。しかし、議案に工事請負契約書の案を添付する必要はなく、工事請負金額、契約相手の住所氏名、工事の場所程度を明記すればよいとされている。自治体関係者に、これでは議会で議論ができないのではと聞くと、昭和26（1951）年の「行政実例」にそう書かれていると言う。行政実例とは、行政機関からの質問に対し、関係所轄行政機関が意見を述べたものであり、戦後間もないGHQ（連合国軍総司令部）時代のものを、現在もそのまま使っているわけだが、業務基準は時代の変化に合わせて見直すべきなのは明らかだ。

楠　それはおそらく変える側の問題であろう。行政に変えるインセンティブがあるかといえば疑問符が付く。どこかの法令や規則に自らの活動の根拠があれば、それがかろうじて正当化できれば変えることなどしない方がよいと考え、これを何十年も続けている。簡単にいえば面倒くさいからだ。何か問題があれば時代の変化に合わせる、この令和の時代に合わせるという発想はなく、現状維持のバイアスがすごく強い。法学部出身者がそういうマインドを作ってきてしまったのかもしれない。前例踏襲が基本で、変わらない方が、一貫性があって望ましいと考えがちだ。だから改革が進まない。

田中　私は大学の公共政策大学院におり、学生には政策を考える時に何がいま問題なのかという分析が必要だと教えている。例えて言うと、病院で頭が痛い患者に対し、診察もせずにいきなり注射を打つ、薬を処方する医者はいない。医者は頭痛がなんで生じているのか突き止めないと、その頭痛を治せない。よく言われているように官僚の世界には自分たちは間違えないという無謬（むびゅう）性の原則があり、役所や審議会の文書ではほとんど問題の分析がなされていない。問題の分析がなければ、

解決図る ために

それは解決できない。建設業の生産性向上についても、なぜ低いのかという問題を分析しない限り改善はできないだろう。問題、そしてその問題の原因が分かれば対応策はおのずと出てくる。

物価変動調整に 国際的な算定式導入を

――国交省の基本問題小委員会（＊）が9月、持続可能な建設業を構築する観点から、建設関連制度の見直しを提言した。民間工事における受発注者の情報の非対称性を解消することや、物価変動への対応の明確化などが盛り込まれている。

楠　官と民の工事では発想が違っている。官公需の場合、物価変動にはスライド条項などの制度で対応し、受注企業との協議に応じないことなどあまりない。一方で民間工事の方は受発注者ともに自由市場の圧力に常にさらされており、厳しい状況下で契約を結んでいる。総価一式で契約したのであれば、受注者から途中で資材が高騰したからその分を負担してほしいといわれても無理だという回答になってしまいがちだ。株主への説明責任もあり、お互いに譲れない部分があるので双方の主張が平行線となってしまう。約款からそうした物価変動への対応に関する条項が抜かれていたり、あっても機能しなかったりする。

草柳　物価変動については公共工事契約約款第26条に書いてあるが、具体的にどういう状態であったら協議するというものでない。これに対し国際コンサルティング・エンジニア連盟（FIDIC）の約款には、物価変動調整のための分かりやすい算定式が示されている。これを日本の公共、民間工事でも導入を検討するべきだ。

欧州の法律には契約した時点での事情が変化すれば契約内容も変える「事情変更の原則」という考え方がある。日本の民法には明記されていないが、大正時代から議論され、第1次オイルショックで起きた物価高騰時に法学者の内山尚三先生がその重要性を説いている。こうしたことを法的に整備しておく必要があるのではないだろうか。

楠　民間発注者は、受注者がもともと物価上昇などのリスク分も含め「この額で施工します」と納得の上で契約していると捉えている。裏を返せば物価が下落した場合は受注者がもうかるのではないか、となる。仮に協議があったとしても、契約後に資材が高騰したとしても、受注者が個々の資材をいくらで積算していたか、それがいくらになったかといった情報を出し切れるかどうかがポイントだ。発注者はエビデンスのないものを受け入れて支出を増やしてしまうと株主に説明できなくなる。これは外部からは見えない部分が多く、だから国交省の持続可能な建設業に向けた環境整備検討会、基本問題小委員会でも請負契約の透明化による適切なリスクの分担が一つのテーマとなった。

草柳　基本問題小委員会での議論では、予備費的経費（リスクプレミアム）と表現しているが、通常、建設プロジェクトでは予備費は経費ではなく、コストの範疇（はんちゅう）で捉える。これは「変更／追加工事の発生は不可避なもの」と捉えているからで、言い換えれば「変更／追加工事の発生」はリスクといった捉え方をしていない。このため予備費は「Contingency」という言葉であり、世界銀行でもプロジェクト予備費は「Contingency」としている。そもそもリスクプレミアムという単語は金融市場で使用されるもので、予備費を経費の範疇で捉えていては的確な施策を見いだせないと思う。

楠　草柳先生が言及されたFIDIC約款のように、関連する情報の見える化を前提にしたシステマティックな契約管理ができる仕組みが求められる。今まではどんぶり的な発想がある程度あって、それがかつては柔軟な対応を可能にした部分はあったとは思うが、今はそれが足かせになってしまっている。

木下　公共工事では、スライド条項などのルールを徹底することが求められるが、自治体については予算の問題として補助金に予備費的な部分の余裕を設けるとか、あるいは流用を弾力化する、単年度主義をもう少し緩めるなどの検討が必要だろう。民間工事ではやはりコストの透明化を図ることが重要だ。航空券を購入する際に燃油サーチャージを支払うのが当然とされているように、末端の労務費であっても欧米のように明確に決まっていて見える化されていれば支払う側も納得しやすいのではないか。

座談会　これからの公共調達と建設契約

楠氏　情報の〝見える化〟を前提とし

木下氏　イノベーションを喚起できる

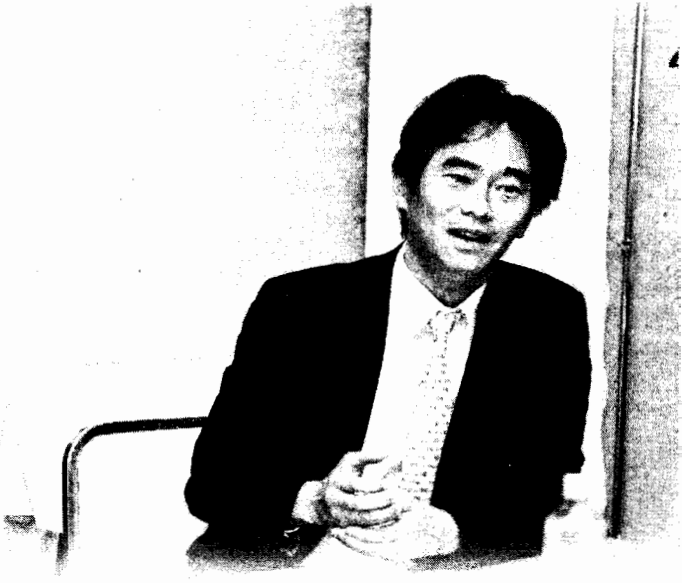

働き方のモデルと、意識を変える

――24年4月から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されるなど、建設業では労働時間の削減をはじめとする働き方改革が急がれている。

草柳　建設産業の働き方改革は本来、他の先進国のように技能者と技術者を区別して論じることが必要だ。技能者の働き方改革を実現するには、段取りを工夫し、現場作業の生産性が上がる方法を考えなければならず、逆に技術者たちの労働時間は増える方向となる。技能者を持たず技術者しかいない大手建設企業が性急に時短を進めれば現場の品質や安全の確保が危うくなる。この実態は現場の技術者たちが一番分かっている。大手企業の経営者たちは、この実態にどう対処するのか、明快な方策を示すことが問われていると思う。

田中　昭和の時代から続いてきた働き方のモデルを変えられるかどうかであり、働き方改革は建設業だけではなく、日本全体の問題だ。先月まで滞在していたオーストラリアで、日本の賃金がいかに安いかを痛感した。オーストラリアは1時間当たりの最低賃金は、米ドルの購買力平価では世界一高く、名目額の円換算では、2230円ぐらいとなっている。かつ、特にパートで働くような不定期雇用、不安定雇用の場合は土日に働くと平均単価を1・5倍としなければならない。つまり、それだけの人件費が払えない会社は倒産してしまう。

これに対して日本の1時間当たりの最低賃金は、全国平均でようやく1000円を超えたところである。最近では、オーストラリアのワーキングホリデーを活用して稼ぐ日本の若者が多い。こうした状況では、外国人労働者もおそらく日本に来なくなるだろう。オーストラリアや韓国などに行った方がより稼げるからだ。賃金を上げて対応せざるを得ない状況だが、いまだに全体としての動きは遅い。

木下　官民それぞれが働き方改革で抜本的に意識を変えないと、日本が先進諸国から取り残されてしまう。例えば先日オランダ政府高官と会議を持ったが、女性の局長や課長が並んでいて、むしろトップには男性が少なかった。日本では、霞が関の官庁であれば、国会会期中の議員レクなどで、職員は夜中まで対応しないといけない。こうしたことも変えて、共働きの時代に合った働き方とし、遠距離や単身赴任などの人事も見直さないと人材が集まらなくなるし、女性も活躍できない。建設産業も働き方改革ができないと、優秀な技術者や技能者が来なくなってしまう。家庭と仕事が両立できる環境整備が必要だ。

田中　働き方に関してもう一つ根本の問題がある。いま話に出たオランダは、フルタイムやパートタイムなどいろいろな働き方をしても制度的な差別がない。例えば結婚して共働きの夫婦に子どもが生まれたら、一定期間は女性が働かないで男性が働く、あるいは0・7ずつ働くなどいろいろな働き方をしても制約がない。具体的には、社会保険やサービスの面において相違がない。これに対して日本には、年間給与収入が130万円を超えると社会保険の扶養から外れるといった制約があり、女性の労働時間を抑制している。大手不足が問題となっているのに、働かないようなインセンティブが制度に内在している。この制度は、高度成長期の男性片働きを前提としたモデルであるが、共働きが一般になっている現状では、これは非常に大きな問題だ。

木下　働き方改革には民間工事も含めて適正な工期設定がものすごく大事となる。工期設定が適切でないと、無理が生じて長時間労働となり、全体コストにも影響してくる。

楠　建設業の24年問題の関連でいうと、最初から無理な短い工期で受注することはなかなかないのだろうが、何らかの環境変化があった場合、発注者から工期を守れ、あとは何とかしろということも無理な工期の設定の問題ではないかといった指摘もある。そういった

場合に無理な労働環境になりやすい。

基本問題小委員会の中間取りまとめには、魅力ある就労環境を実現する働き方改革として、受注者による著しく短い工期を禁止することなどが示された。働き方改革では何を目的にしているのかが重要で、政策的な狙いを明確にすべきである。何となくトレンドだからでは「改革をしているふり」以上のものにはならない。インターバルや睡眠時間の確保などワーク・ライフ・バランスへの配慮が生産性向上につながるなどのエビデンスを示しつつ、合理的な制度設計に向けた議論をすべきだ。

改革実現を阻むのは危機感の乏しさ

――直面するさまざまな問題に対し、解決の糸口をどう見いだしていけばいいのか。

木下　日本にいると当たり前と思っていることが、世界の常識から見たらおかしいこともあるという意識を持ち、改めるべきことは現場から問題提起してほしい。日本特有の予定価格制度や価格の決まり方も今のやり方を続けていた方が業界から見て平穏で安泰かもしれないが、長い目で見たら、日本の国の発展、競争力強化にはつながらない。イノベーションが起きにくい。日本が1990年代から衰退し続けているともいわれる。その原因の一部がインフラ投資を90年代半ばから激減させたこと、そのこともあってイノベーションが起きていないことにある。インフラ投資はフローで経済力を大きくするだけでなく、ストックによる経済効果が防災面も含めて大きい。インフラ投資の確保、そしてイノベーションのための改革の必要性をボトムアップで訴えてもらいたい。

楠　公共、民間も含めて変わること、変化することへの覚悟が必要だ。今までやってきたものに慣れ親しんでいると、どうしても前に進まないことが多い。その変えるという意識を持てるかどうかがポイントになる。官側の問題でいえば、政府が何らかの政策方針を出すと、各省庁のタスク表が出てくる。しかしそれは表を埋めるだけの「やった感」で終わりになっていることが結構多いのではないだろうか。政権が交代すると政策も変わっていくが、一度決めたことに関してはきちんと長い目で見ながら実行していくことが必要だ。そうしないと中部中途半端になってしまう。その時々のトレンドでコロコロ変わるから、コミットメントが弱く、変える覚悟が持てない。

田中　改革を実現できないのは、やはり危機感が乏しいからであろう。日本の最大の課題は少子高齢化、働き手の減少である。今後50年間で人口は今の1億2000万人から4000万人減る。そして50年間における人口減少4000万人のうち、15歳以上65歳未満のいわゆる働き手が3000万人減る。日本がこれをどうやって乗り越えるのか。その方法は、可能な限りより多くの人がより長く働くことであり、生産性を上げていく以外にはない。ただちに本気で取り組まないと、乗り越えられない。特に建設業界の働き手は減っており、日本経済が傾いていくことにもなる。ただ、明日起こる危機ではないので、なかなか意識できないが、将来を考えると恐ろしい状況だ。改革には痛みも伴う。メディアも含めて喚起し、国民の理解を得ていかなければならない。

草柳　ここ5年ほどの変化として感じるのは、契約に関する意識が発注者、受注者ともにずいぶん高まってきていることだ。公共工事品確法の改正や設計ガイドラインの策定など、是々非々で発注者と受注者がしっかり話し合いながら進んできている。建設業法第18条では「建設工事の請負契約の当事者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と規定している。契約をないがしろにしていたら対等性などなく、信義と誠実だけでは空回りしてしまう。受発注者が契約に関する意識をより高めないと、いろいろな議論が煮詰まってこないのだと思う。単年度予算や予定価格の問題にしても、公共工事遂行の基本ルールである契約約款の条項を基に分析していくことが必要で、納税者にも理解しやすい改革論理が見いだせると思う。

＊基本問題小委員会＝中央建設業審議会と社会資本整備審議会産業分科会建設部会が合同設置。5月から建設産業の課題について制度的な対応が必要となる事項の具体化へ向けた検討を進め、9月に中間取りまとめとして提言を行った。

再構築 制度へ